

1. 件名「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所STACY（定常臨界実験装置）施設等に係る新規制基準への適合性確認に関する事業者ヒアリング（191）」
2. 日時：令和2年12月9日（水）13時40分～14時40分
3. 場所：（1）原子力規制庁10階南会議室  
（2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所  
※ 本ヒアリングは、テレビ会議にて実施
4. 出席者
  - （1）原子力規制庁 原子力規制部  
新基準適合性審査チーム  
戸ヶ崎安全規制調整官、加藤安全審査官、柘見安全審査官、石島技術参与  
検査グループ 専門検査部門  
大和田原子力専門検査官
  - （2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
臨界ホット試験技術部 臨界技術第1課長 他2名  
安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 担当者
5. 議事要旨
  - （1）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、原子力科学研究所の原子炉施設〔STACY（定常臨界実験装置）施設〕の変更に係る設計及び工事の計画の認可（以下「設工認」という。）申請書〔STACYの更新（第4回申請）〕について、資料1に基づき説明があった。
  - （2）原子力規制庁から、上記（1）の説明について了解した旨伝えた。
  - （3）原子力機構から、設工認申請漏れがないことの確認作業について、資料2に基づき説明があった。
  - （4）原子力規制庁から、上記（3）の説明に対し、主に以下に関する事実確認を行った。
    - 設工認申請漏れがないことの確認作業については、原子力機構の担当が行った確認手順、確認方法を具体的に説明する必要があること。
    - 分割申請において記載された設備・機器名称と設置変更許可申請書に記載された設備・機器名称に相違がある場合は、設備・機器の対応表を用いて説明する必要があること。
6. 配付資料
  - ・ 原子力機構からの配付資料資料1 既設ウラン棒状燃料を棒状燃料貯蔵設備Ⅱに移動することの規制上の取扱い

について

資料2 設工認申請漏れがないことの確認作業について